

## 地域公共交通網形成計画の策定等について

### 計画の策定と協議会の進め方（案）

- ・ 今回提示する計画（素案）について、本協議会で議論した後、市議会への報告を経て市民等に広く意見を募るパブリック・コメントを実施
- ・ パブリック・コメントの結果等を踏まえ、2021（令和3）年度中に計画を策定し、計画を実行する（計画期間：2021～2030年）
- ・ 協議会は、計画策定後も年1～2回程度開催し、進捗管理指標に基づく計画の評価・分析（PDCA）や、専門部会における検討内容について協議する予定

表 計画策定スケジュール（案）

年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3) ~
法改正			○● 5/27 可決公布 6/3 施行	● パブリック コメント
方針	地域公共交通網形成計画（素案）作成			地域公共交通計画（素案）作成 法改正に伴う見直し 地域公共交通計画 とりのまとめ 地域公共交通計画 公表 計画実行・評価 分析
区域				募集 結果公表・意見 反映
目標				
事業・主体				
評価				
期間				
協議会	○ ○ ○	○ ○ 7/8 10/24	○ ○ ○ 7/1	○ ○ ○
バス部会	☆ 設置 ○ ○	○ ○ ○ 5/30 9/20 1/31	○ ○ ○	○ ○ ○
東西交通 部会		設置★○ 9/25 2/27	○ ○ ○	○ ○ ○

### 地域公共交通活性化再生法の改正について

- ・ 令和2年6月3日に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部を改正する法律案が公布され、法律の改正が行われた。（施行日は公布後6ヶ月以内）
- ・ 法改正により、地域公共交通網形成計画から改称された「地域公共交通計画」の策定が努力義務となり、地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューが充実
- ・ 本市の計画検討に当たり、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送等）の位置づけが、新たな課題となった